

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です どんなことが児童虐待か知っていますか？



児童虐待による死亡事例は全国で年間50件を超えており、1週間に1人の子どもが命を落としているということになります。児童虐待は、社会全体で関わり解決していくべき問題です。子どもに対するどのような行動が児童虐待になっているのか考えてみませんか？

問合せ先 市役所こども支援課（☎31-4204）

児童虐待とは？

パターン① 身体的虐待



殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

パターン② 性的虐待



子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

パターン③ ネグレクト



家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

パターン④ 心理的虐待



言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（夫婦喧嘩・面前DV）など

これって「しつけ」？それとも「虐待」？

しつけとは、子どもに基本的な生活習慣や社会のルールやマナー、自立して生きていくために必要なことを理解させるために繰り返し教えることです。これは、子どもの発達や理解度に配慮しながら行っていくものであり、暴力などで子どもを脅したり、従わせたりすることではありません。

保護者がしつけのためと考えていても、その行為が子どもの体や心を傷つけるものであるならば、しつけではなく虐待となります。虐待はどのような理由であっても、正当化されるものではありません。



虐待だとは気付いていないことがあります ～ネグレクト（養育の放棄、怠慢）という虐待～

子どもへの虐待と聞くと、叩く、蹴るなどの身体的な虐待を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、例えば、乳幼児を車の中に放置したり、家に残したまま外出したりすることなども、子どもの健康・安全への配慮を怠ることとして児童虐待になります。「眠っているから」「少しだけ」などと、つい子どものそばを離れてしまいそうになっても、命に関わる危険が潜んでいますので絶対に離れないようにしましょう。

虐待を見たり聞いたり、もしかして？ と思ったら相談窓口にご連絡を

子どもや保護者との関わりの中で「もしかして？」と気付くことは、児童虐待の防止や発見にとっても重要です。子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域の皆様のご協力をお願いします。

- 市役所こども支援課（☎31-4204）
- 阿寒町行政センター保健福祉課（☎66-2120）
- 音別町行政センター保健福祉課（☎01547-9-5151）
- 釧路こども家庭支援センター（☎32-1150）
- 釧路児童相談所（☎92-3717）
- 児童相談所虐待対応（全国共通ダイヤル）（☎189「いちはやく」）

オレンジリボン運動 ～児童虐待を無くしたい、その気持ちを胸に～

児童虐待防止のシンボルであるオレンジ色のリボンを身に着け、子どもたちへの虐待を無くしたいという思いをみんなで共有し、伝えていく運動です。大切な子どもたちの心を救う活動を広げていきましょう。

※オレンジリボンは、市役所こども支援課、各支所、各行政センター窓口に置いてありますので、ご自由にお持ちください。

オレンジリボン運動公式サイト▶<https://www.orangeribbon.jp/>



令和7年度

子ども虐待防止 講演会 参加無料

日時／
11月26日(水)午前10時～正午
会場／
まなぼっと幣舞
2階多目的ホール（託児あり）

第一部 講演会

演題 こどもを第一に、地域の関係機関と互いに応援し、支え合う地域を目指して～チャイルドファーストはこだでの取り組みより学ぶ

講師 社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院 小児科科長兼こども子育て支援室室長 石倉亜矢子氏

第二部 シンポジウム

題目 子ども家庭支援における地域連携について～各関係機関からの報告～

パネリスト 釧路赤十字病院小児病棟看護師長………^{すぎた}杉田まゆみ氏
釧路こども家庭支援センター・センター長………^{かさいゆうじ}笠井雄二氏
根室市健康福祉部こども支援課・家庭相談員………^{あらき}荒木さやか氏

申込 11月17日(月)までに右の二次元コード、下記URLから、または電話で
☎<https://logoform.jp/form/5Kjn/1229272> 市役所こども支援課（☎31-4204）

お気軽に
お申し込み
ください

